

全員協議会次第

令和 5 年 1 月 2 3 日
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 (9 : 3 0)
郡司事務局長
2. 挨拶
小松議長
3. 協議事項
(1) 教育センターについて
4. 報告事項
(1) 議会運営委員会
5. その他
6. 閉 会 (1 2 : 1 5)
山口副議長

令和5年1月23日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	内藤美佐子
議員	桃園典子	議員	細田三恵
議員	林善美	議員	菊地浩二
議員	落合信夫	議員	増田磨美
議員	本名洋	議員	井田和宏
議員	細谷光弘		
議長	小松伸介	副議長	山口正史

欠席議員

なし

説明者

教育委員会 教員育 教育委員 会長	古川慶子	教育委員会 教育課 教育課長	渡邊重樹
教育委員会 教育指導 主任	橋谷研二	教育委員会 教育指導 主任	時葉祥子
教育委員会 教育指導 主任	丸野寿子		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局書記	小林忠之
事務局書記	山田亜矢子		

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。大変お忙しい中、また足元の悪い中、早朝より全員協議会ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

また、本日は急な日程ということも、追加等ありましたけれども、皆様の調整をいただきましてご参加をいただき、本当にありがとうございます。また、担当課の皆様にはお忙しい中ご説明に来ていただきまして、大変にありがとうございます。また、慎重審議をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

本当に寒い日が続いておりまして、先ほど雪もちらついていたかなというふうに思います。全国的に見ると、日本海側等ではこれから大雪になるということで、本当に心配なところもあるかな、そんなふうに思っております。関東の平野部は何か大雪にはならないということで、それは安心なのですけれども、ちょっと全国的に見ると心配なところがあるかなというふうに思っております。本当に寒い日が続いておりますので、コロナもそうですけれども、通常の風邪等も気をつけていただきまして、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、協議事項でございます。皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎教育センターについて

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、3の協議事項に移らせていただきます。今日はリモートのお二人もいらっしゃいますので、どうかよろしく願いいたします。スムーズな進行に努めてまいりたいと思います。

それでは、協議事項（1）、教育センターについてということで、教育長をはじめ学校教育課の皆様には、お忙しい中大変にありがとうございます。説明のほうはどなたからでしょうか。

では、教育長、よろしくお願いいたします。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 皆様、おはようございます。本日はご多用の中、このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。では、着座にて失礼させていただきます。

本日、教育センターの設置についてということでご説明させていただきます。私からは、初めに現状というところから入っていきたいと思います。不登校児童生徒については増加傾向であり、個々の様々な状況に対し、学校も対応に苦慮しているところでございます。また、不安や悩みを抱える児童生徒への対応も多く

ございます。学校からは、今以上にスクールソーシャルワーカーですとか心理士等の専門的な対応について要望がございます。これは、以前からもございました。議会においては、一般質問や厚生文教常任委員会、今年の9月議会ですけれども、不登校対策、そして教育相談の充実について大変貴重なご意見をいただいております。中でも不登校児童生徒への支援全般にわたる人材面、予算面の確保、支援する側の意識改革が全体に浸透できるかが課題であるという話や、専門的知見を有する人材の安定的な配置が必要である。また、学校復帰だけでなく、社会的自立を目指す支援策の検討が必要。そして、教育相談の充実と関係機関との調整や相談に対するコーディネートの充実というようなお話をいただいております。大変真摯に受け止めておるところでございます。

三芳町において、児童生徒の多様な状況に対応する不登校対策、そして専門的な知見を生かした教育相談体制、児童生徒を理解すること、児童生徒理解や個々へ寄り添った対応等、教職員の研修の充実について改善が急務でございます。現状、学校教育課においては、常に様々な業務が重なっておりまして、生徒指導や保護者対応、それに伴う学校や教職員への指導があり、並行して不登校児童生徒の状況の確認、学校との連絡調整、ケース会議、教職員研修の実施、様々な業務を調整しながら対応している状況がございます。学校教育課と教育センターと組織を分けることによりまして、教育センターにおいて不登校対策等の流れを止めず、不登校の児童生徒や保護者に個別に丁寧に対応でき、さらに未然防止も図り、また計画的で質の高い教職員研修を推進できると考えております。教育センターと学校教育課が連携することにより、研修したことを授業観察や指導によって定着、見届けができ、教職員の指導力向上に寄与することから、授業を充実させ、不登校の未然防止や学力向上につながると考えます。

教職員研修の充実についてですが、私も教員の頃、研修により教員としての資質を向上させてまいりました。昨年、本年度の2年間、三芳中学校で道徳の研修を充実させることにより、教員が生徒の考えをよく聞き取り、意見交流を大切にするように道徳の授業が改善するとともに、研究発表により他の中学校へもよい影響を与え、成果がありました。教職員研修の重要性を改めて実感したところでございます。このような学校の校内研修を充実させる、そういう支援もより多くできると考えます。

私としましては、教育センターの設置につきましては以前から思いがありまして、坂戸市や毛呂山町など設置している市町の教育長に話を聞いていたり、また議会の一般質問や厚生文教常任委員会からの不登校対策のご意見もあり、さらに設置についての思いを強くしたところでございます。9月には、町長との話の中で、全ての子供たちへの教育の質の向上のための具体策として考えるようになりました。教育センターにおいては、先進地域や先進校の情報を多く収集し、調査研究し、町の子供たちにとって有効な教育政策を検討し、推進していきたいと考えております。そこで、教育委員会において国との人事交流を進め、強いパイプをつくるように調整しております。また、センター職員には町独自でスクールソーシャルワーカーや心理士を配置することを考えており、専門的な視点から検査や相談を実施していきたいと考えます。それにより、多様な児童生徒への支援策を検討でき、不登校児童生徒や保護者にも、より丁寧な支援が可能となると考えます。

センターの設置につきましては、誰一人取り残さない質の高い教育の推進を目的とし、その実現に大きな力になることから、できるだけ早期に設置することが三芳町の子供たちのためになると考え、関係課との協議や文科省、県教育局との協議を重ねてまいりました。調整が進んできたことから、教育委員さんに話し、

12月には総合教育会議で協議をいたしました。また、このたび、本日も含めて議員の皆様にご説明させていただいているところでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君）　引き続き、学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君）　学校教育課長の渡邊でございます。本日は、このような機会を頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。

それでは、前回ご指摘いただいた点等も踏まえながら、ご説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。三芳町教育センターの他機関との関わりということで資料をご用意させていただきました。こちらの資料につきましては、前回ご提示させていただいた資料を基に、実際に重点的に行う業務のポイントが分かりやすいように特化した形で整理をさせていただきました。また、国や県との連携を特に重視する部分、他機関との関係性も整理いたしました。

教育センターを設置することにより、教育相談、不登校対策に特化して取り組めるようになります。現在、学校教育課では様々な業務に取り組んでいる中、来庁された方の相談、電話相談等それぞれの指導主事が受けまして、ほかの業務との調整を図りながら対応を行ったりしております。教育センターが設置されることにより、より相談窓口が明確化され、児童や生徒、保護者が安心して相談に来庁したり、相談スペースもセンター内に設けまして、個別に丁寧に寄り添って話を聞き、より適切なアドバイス等を行えるようになります。また、県から派遣されている現在のスクールソーシャルワーカーに加えまして、町としてもスクールソーシャルワーカーを配置することで、必要に応じて学校、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会や進路先の学校など、いち早く関係機関と連携を図り、支援策を講じることが充実します。心理士も配置予定でございまして、より専門的な視点からアドバイスを行ったり、心のケアにも努めることができるようになります。また、発達的な課題がある児童生徒に対しても、医療機関だけではなく、教育センターにおいてもウイスク検査等を行うことができるようになります。より専門的な視点から、学校や保護者へアドバイスできるようになりますし、個に応じた支援をより一層充実させることができます。

次に、教職員の研修を充実させまして、資質能力を高めることに集中して取り組むことができます。学習支援の在り方、ICTの活用、課題を抱える児童生徒への具体的な接し方、カウンセリング技能、特別支援的な指導の在り方など、町として質の高い研修を全ての学校の教職員へ提供していくことができるようになります。また、年間を通した計画的な研修のスケジュールリングを行いまして、必要な資質能力が計画的に養えるよう進めてまいります。

また、このたび国では教員の免許更新制が廃止され、代わりに新たな教師の学びの姿を実現していくことも、教育委員会、学校に求められております。また、そうした研修記録も残していくことが重視されております。そうした点からも、教育センターが中心となって、質の高い教職員研修を実施していく必要がございます。さらには、国や県、先進的な取組を行っている他の自治体などから情報収集等も行い、調査研究を進めたり、教育政策の立案につなげるなど、町内の小中学校へ様々な情報を提供し、よりよい学校運営がなされるよう取り組んでまいります。

それでは、前回ご指摘いただきました学校教育課との役割分担についてですが、学校教育課では、この図にも示させていただきましたが、こうした学校教育課欄に示したような業務等に取り組んでおります。しか

しながら、重要課題につきましては、教育センターとの連携を図りまして、役割分担を明確にして進めてまいります。例えば学力におきましては、教育センターで学力調査結果を分析しまして、課題解決につなげるための支援法を明確にし、そのことを反映させた研修会を計画したり協議を行うなど、教職員の指導力向上のための手だてを構築してまいります。これを受けまして、学校教育課では指導主事が学校を複数回訪問し、授業参観、指導を行い、研修で学んだことが反映されているか、また定着が図られているか見届けてまいります。また、ICT教育であれば、教育センターではICT機器の効果的な活用方法、メクビットやデジタル・シチズンシップ教育の推進などICT教育に関わる研修を充実させまして、教職員の指導力を高めることで児童生徒のICT活用能力が高められるよう努めてまいります。これを受けまして、学校教育課ではICT環境をより一層充実させたり、学校を訪問してタブレットや電子黒板の活用状況を把握して教職員へ指導するなど、定着が図られるよう見届けを行います。

また、不登校対策の一つとして、不登校生徒への進路指導等を例に挙げますと、学校教育課の進路担当が、配慮が受けられる受験方法、また通信制高校やフリースクール等の情報提供など、教育センターを介して学校や生徒、保護者へ伝えることで、信頼関係を基にした進路指導等も行うことができるようになります。

教育相談におきましては、学校教育課の生徒指導対応で把握したいじめなどがあつた場合には、学校と連携して児童生徒対応を行うとともに、教育センターへ情報提供し、いじめを受けた側の児童生徒への支援だったりカウンセリングなど即座に進めていくことができるようになります。

以上のような、特に重要課題等につきましては、学校教育課と教育センター等で連携を図りながら進めてまいります。

また、次の資料といたしまして、組織図を提示させていただきました。教育センターでは、所長を中心に業務を推進してまいります。学校教育課、教育センターともに、学校に対してそれぞれが指導、助言を行ってまいります。

大変長くなりましたが、全ての子供に質の高い教育を推進し、誰一人として取り残すことのない教育を実現するためにも、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対しましてご質問等あればお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。ありがとうございます。

今のご説明をいただいた中で、教育センターの他機関との関わりの図を基に、ちょっと何点か教えていただきたいと思います。まず、居場所づくりということで、不登校の子どもさんたちの対応をさらに充実していただくことを目標としていますけれども、教育センター内のらるごという位置づけではありますが、居場所づくりが、らるごのほうに入っているというのがちょっと、居場所をつくっていく取組が私の中では教育センターのメニューの中に組み込まれるのかとイメージしていたのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

らるごの中の居場所づくりは、らるご自体が居場所をつくる何か機能していただくだけではなくて、らるごと

いうくり、そこがもう子供たちの居場所であって、保護者たちのよりどころでもあるというようなイメージで居場所づくりとなっています。ただ、コーディネーターですとか連絡調整ですとか、その辺りは教育センターが中心となってやっていき、らるごも一緒にやっていくというようなイメージでおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 補足でお願いいたします。

らるごに通室している児童生徒ですが、現状ではどちらかというときに常に学校復帰を目的として支援をしておりますが、もちろんそれも一つの目的ですが、中には学校復帰というよりも、居場所としてそちらで指導を受けたい、そういったような児童生徒もおるものですから、そうしたところにもきちっと対応できるようにしていきたいというふうに考えておりますし、またそうしたところが今後さらに研究が必要な部分だと考えておりますので、さらに研究を深めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 古川でございます。

厚生文教常任委員会から、学校復帰だけでなく社会的自立を目指す支援策の検討が必要というご指摘もいただいております。これについては、教育センターで検討すべきことであるというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

やはり今現在あるらるごでは、今ご説明いただいたみたいな現状があるわけで、その現状をさらに進化をさせて、復帰を目指さない子供たちというところの新たな仕組みづくりということになったときには、やっぱりこれはそのためにセンターが設置されたのかなというふうにも思っておりましたので、今ご説明いただいて理解をいたしました。

続きまして、あともう一点なのですけれども、教育相談というところで、町の相談室では電話相談、メール相談、様々面談等あるのですが、今ご説明をいただいた中で、教育センターの中でしっかりとその場所を設置して相談を受けられる体制にしたいということでお話ございましたけれども、このすみ分けはどのように、通常であれば町の相談室のほうにお電話とかとなるのかなと思うのですが、どのようなすみ分けのイメージなのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

町の相談室自体、三芳町相談室は今こちらにあるように、お電話も受けたりメールも受けたりしています。教育センターも場所を設置すると、そちらに来庁して直接ご相談いただいたりですとか、学校を介して学校のほうから電話相談等も含めてつないでいただくケースもあるかと思えます。また、スクールソーシャルワーカー、それから心理士等もございますので、今後設置がかなうと町の皆様に周知をしていく中で、こちらにもお電話を直接頂戴をして、小さな面談スペースですとか個別の場所で相談を受けていくというところで、

相談する場所、相談するものというのが、相談室というふうになお小さなお部屋の中というよりは、教育センターとして受けていくことができるというふうに変わっていくように考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ご相談する方は、どちらを選んだほうがいいのか分からないというようなこともあると思います。また、現状としてはどちらがベストなのかも、それも見立てていかなければいけないと思うのです。そう思ったとき、この仕組みの中にコーディネートをする、見立てをして、例えば学校教育課と教育センターを結ぶコーディネートであるとか、らるごとすみ分けをする、そういう意味でのコーディネート、よりよいコーディネートをする立場の方というのはどこに配置されるようになりますか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

まず、現在らるごとの、らるごに通室している児童生徒、保護者等と関係を構築されていらっしゃる方も多くいらっしゃいますので、そうした方たちの相談窓口として、今後も引き続き相談対応等もしていきながら、教育センターのほう等も含めて相談対応等をするような形で進めていくのかなというふうに思っています。ただ、教育相談等をコーディネートしていく、ここも非常に重要になってくると思います。そうした中で、特にそういった教育相談等にたけている者、こうした者、中心となるのは教育センターの指導主事になるかなと思いますが、そうしたところとスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、そこをコーディネートしていく形で、現時点では考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、現状では指導主事の方がいろいろな情報整理もしながら進めていかれるように思うのですが、現時点では教育コーディネーターの配置とかということは検討されていないということでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

現在は、指導主事がコーディネートを中心としてやっています。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） おはようございます。増田です。

私も今の教育センターの中の教育相談についてというか、教育センター全体についてなのですが、対象者というのは、ここに相談ができるのはどういった方なのでしょう。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

こちらのほうは、三芳町の小中学生、保護者等を対象というふうに今考えています。ただ、三芳町相談室のほうでは、現状町民のいろいろな方ですとか、また卒業した高校生ですとか、そういう方からの相談も受けておりますので、基本的には三芳町の小中学生、保護者対象ですけれども、それ以外についても、相談について受けないというより相談を受けて、また他機関をコーディネートして紹介していくというような形になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしますと、市町村が設置している施設の教育センターの教育相談は18歳までの親御さんや本人や、また先生なんかをご相談できるということになると思うのです。そうすると、今まで町では把握していなかった中学校を卒業したひきこもりの方だったり不登校の方だったり居場所がない方だったりということの調査研究もここで、調査研究というか、調査などもやっていくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

今は中学校卒業までの相談について受けておりますので、そちらの児童生徒についてこちらのほうでは受けているということになりますので、18歳、卒業してからというところは対象になってこないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 中学校までの相談で、18歳までの相談は受けられるのではないですか。違う。

○議長（小松伸介君） 要するに高校生。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

基本的には小中学校、15歳までというところなのですが、卒業生等に対しては現在も相談等を受けたりということもございますので、そうしたような支援を行っていければと思います。

また、逆にこちらから卒業生にお願いができるようなこともございまして、例えばらるご等を卒業された方等で、その後努力等をされて、現在しっかりと自立されたような先輩方にお越しいただいて、そうした話を聞けるような、そういった研修の機会も設けたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

分かりました。そうしたら、今まで全く把握されていなかった、見えなかったとおっしゃっていた中学校を卒業された方も少しずつ見えてきて、また対応することができるようになるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

私、以前一般質問をさせていただいたのですが、ウイスク検査をぜひやっていただきたいということで、今回教育センターが設置されることでそれが可能になるのかなと思ひまして、大変うれしく思います。教育センターができることで、これまで力を入れたくても入れられなかったところに、すぐく力を入れていただけるということで、大変ありがたいと思います。

教育センターの中に相談スペースを設置されるというふうには先ほどお話しさせていただいたのですが、今は体育館のほうに教育相談室があるので、そちらで相談を受けられていると思うのですが、その相談場所というか、らるごだけがそこに独立して残るのか、そう考えるとちょっと距離ができてしまう、物理的な距離ができてしまうのかなと思うと、相談場所のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

今、教育相談室のほうで受けている相談も、場合によっては役場の建物内の相談スペースを予約して、そちらで個別に相談を受けているケースもありますし、またらるごに通室しているお子さんとかその保護者にとっては、らるごが教室のような形になっているので、落ち着く環境で相談を受けているケースもあります。

教育センターができた場合に、先ほど言った、課長のほうから説明をした相談スペースは、本当にふらっと立ち寄っていただいたときに囲ってあるような場所で簡単に相談が受けられるところと、それからあとはちょっと奥に小さな相談室という形でお部屋を今検討しておりまして、そちらのほうでしっかりと相談を受けるといったようなケースも想定しています。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

まず、何か教育センターを設けても、今までと何ら変わらないのかなという感じがするのですが、不登校児童生徒というのは、これを設けることによって大体どのくらいの割合が減るといふふうに考えていますか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

本来であれば、不登校のお子さんたちはゼロに近づけていきたいというのが、私たちはずっと取り組んできているところです。現状そこがかなわない状況の中で、教育センターを立ち上げることで、そこにしっかり力を入れて取り組んでいきたいということで、今回ご説明をさせていただいています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も質問はしてきましたけれども、川崎のような子どもの権利に関する条例とか、子供たちのそういった居場所づくりとか、そういった変化があるのならば分かるのですけれども、実際には変化が見られない。

学力向上についても、全国学力・学習状況調査の分析とありますけれども、全国学力調査をしていくことによって、子供たちがより一層テスト漬けになったりとか、そういった全国の学力調査を気にしながらやっついていくとしたら、本当に今子供たちにはゆとりがないのではないかと思うのです。漢字書き取りも、すごいスピードでやっています。本当に低学年がしっかり覚えられるような状況ではないくらい早いスピードで、やっぱりそういったところで、そういった方向に追い込まれないか。子供たちがもっとゆとりを持って学習できる、そういったところに力を入れるべきだと思うのですけれども、逆にそういったゆとりが持てないような、そういったシステムになってしまうのではないかと心配するのですけれども、その点はどうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

学力テストの分析をすることが、その後、詰め込みをする教育につながるというところと我々は考えてなくて、分析をして得意なところや苦手なところが見えてくることで、ではその苦手なところを助けてあげるために先生たちはどんなふうな指導方法を工夫したらいいとか、どういうふうにICTを活用すれば負担がなく、でも効率的に効果的に、子供たちがこれからの社会で生きていくために何ができるかということを知るためのやっぱりよりどころとしては、三芳町の子供たちがどこが苦手とどこが得意かということを手帳で読み解いていく必要があるというふうに考えていますので、その辺りを学力調査の分析というふうに学校教育課は捉えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 補足でお願いいたします。

今ご指摘いただいた点につきましては、本当にこちらのほうも謙虚に受け止めながら、しっかり進めていきたいというふうに考えております。この学力調査の分析なのですが、実は質問紙調査というものもございまして、数値結果のみならず、この質問紙調査等を分析してまいりますと、例えば朝食の欠食状況ですとか、家庭での学習時間等、こうしたところと数値結果とを、分析方法によっては個々の児童生徒に特化して、こうしたところを分析することもできます。そうした際に、何か家庭的な支援が必要であったりですとか、発達の課題があったりですとか、そうしたようなところで深く分析していくことによって、その児童生徒への何か支援の幅を広げていく。そうした支援を行うことができなければ、必然的に学力も向上していく。そういったような視点で、無理強いをするようなところではなく、そうした何か支援策を講じながら、本人が安定して、安心して学習に臨めるような、そんな方向でしっかりと支援をできればと考えておりますので、いただいたようなところを大切に引き上げながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 家庭学習の啓発とありますけれども、これは家庭学習の内容については、学校の教員の方々がそういった啓発の資料を作成していくということで、民間事業者は入ってこないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

民間の事業者さんが何か家庭学習について作っていくというよりは、民間で作っているものを活用は学校のほうもして、既に既存であるものを活用はしているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

この教育センターの目的というのが、三芳教育の具現化というような、前もらった資料ではなっていたのですが、教育長の説明では不登校生徒や不安がある生徒とか、そちらにちょっと重点を置いているような感じもちょっとしたのですけれども、その中で前のところでは、三芳教育センターの取組では学力向上とICT教育とグローバル教育と教育相談、調査研究というところで、ICT教育のほうは教育センターではなくて学校教育課のほうにこの図では行っているのです。あと、グローバル教育というのがこの中にはなくなっているの、前の資料とこっちの資料とどういう違いがあるのかというのをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

前回資料の中では大きく書いていたところなのですが、今回ご提示させていただいた資料は、より教育センターや学校教育課の業務内容がはっきり分かるようにという形で、そこを整え直したものになります。ICT教育についても、先ほど課長の説明の中で、重点課題については学校教育課と教育センターが連携をして事業を行っていきますというふうに説明させていただいたところですが、例えばICT教育については研修をして、効果的なタブレットの活用ですとかメクビットとか、そのようなところを研修を進めていき、その研修したものを基に、学校教育課のほうでは環境を整えたりですとか、さらに活用がしっかり浸透しているかの見届けということで、どちらについても同じような形でやっていくというふうに考えています。

グローバル教育、国際理解についても同じように教育センターの中での業務の中には入ってくる、なくなったわけではなく入ってきますけれども、学校教育課等とも連携しながらやっていくということに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 教職員の研修ということで、校内研修等は教育センターが行うということよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

校内研修というのは学校のほうで、学校内でやっていくのですけれども、三芳町としての研修ということで、教育センターが中心となって研修を行っていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、県のほうの教育センターとの関わりというのは、こういった形で研修等を行っていくのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

実は県のほうでは、県の教育センターとなりますと行田のほうに総合教育センターというのがございまして、例えばこちらのほうではカウンセリング研修等を行っております。カウンセリングの概要ですとか、そういった重点については、実は県の総合教育センターのほうで講義等を受けてまいります。ただ、その講義を受けて実際のロールプレイングですとか、実際の場面にどういうふうに対応するか、そういった実践的な研修等は町の教育センターが中心となって、総合体育館等も会場でお借りしまして、そうしたところで研修を行う、そういうような取組等も行っております。そういったところで、県のほうともちょっと連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

また、県のほうでは特別支援担当者の研修会ですとか、通級指導教室の担当者研修会、こうしたところも行っております。こうしたようなものを県のほうで研修等を受けた者を、例えばまたそれを指導者として町のほうの研修会で広めていく、こんなこともできてくるかな、そんなふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

全ての子供に質の高い教育を推進するという中で、他の市町村の中では教育センターの中に日本語の指導というのを入れているところも多々あったのですが、三芳町につきましてはそういったことはどういう対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

現在もやっている日本語指導については、学校教育課のほうで担当していく予定であります。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

先ほどご説明いただいた中で、心理士の方が配置をされてウィスクの検査もできるようになるということだったので、ウィスクを取ることはとても大きい意味を、また影響も出る、よくも悪くも出たりするわけなのですが、非常にデリケートに取り扱うと思うのですけれども、この心理士の方の、例えば条件はないのかなと思うのですけれども、ただ心理士職であれば皆さんウィスクが取れるわけではないと思うの

ですが、その辺の条件はどうなっているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

臨床心理の資格を持っている者というふうに、こちらでは考えています。また、学校現場のことも、これまで経験の中で携わってきてくださった方であれば、なおいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 分かりました。平たくは、では臨床心理士資格があればウイスクが取れるというような、今ご説明だったと思うのですけれども、何年か前に臨床心理士の資格だけではなく、しっかり経験の上でということが確認されたときがあったと思うのです。ですので、ちょっとこの人選の部分、経験の部分とかというのを慎重に進めていただけたらありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課指導担当指導主事。

○教育委員会学校教育課指導担当指導主事（時葉祥子君） 時葉です。お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、ウイスク検査は本当に経験をして所見までしっかり見ていくには、何度も検査を取る。ただ概要を学んだだけではないということをごちかも十分承知しておりますので、その辺りも人選について考慮させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございます。教育センターができることで、大変重層な教育というか、あと不登校対策等ができるのかなと、大変楽しみにするところです。

すごく大事だなと思うのが、やはり人員配置だと思います。今、臨床心理士さんだとか、そういう方もつけていただけるということで、大変よくなるかなと思うのですが、今学校教育課の職員の、あちらにいらっしゃる方々が、今不登校対策も、いろんな仕事もされていると思うのですけれども、人員が2つに分かれるという形になるのか。学校教育課と一緒に並び立って教育センターとあるのですけれども、今の学校教育課から職員が教育センターのほうに配置される人と分かれるというところで、というふうになるのか。つまり、職員の人数がどんなふうになっていくのかというのがちょっと知りたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

人員配置につきましてですが、現在所長を中心としまして指導主事、町職員、会計年度職員等、あとスクールソーシャルワーカー、心理士等配置したいというふうには考えているところですが、現在指導主事の分担等も含めて、学校教育課のほうとして人員配置の考えはあるところなのですが、ちょっと人事案件にも絡んでしまうところなので、詳細についての回答は控えさせていただければと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 教育センターという新たなセクションができますよね。そういう中で、やはり人

員の配置を見込みながら、この計画は進めていらっしゃると思うのです。でないと、ただセンターだけつくって、では今の職員を2つに分けて、こっちはセンター、こっちは学校教育課とやるわけではないと思うので、そこら辺はしっかりと、予算をしっかりと取っていかなければいけないというふうにも思うのですけれども、やはりセンターのほうにはどのくらい重層に人を置くのか。それで、学校教育課はこれまでの仕事は半減まではいかないか、少しは違うことに特化した職をやっていけるのかなというふうにも思うのですけれども、そこら辺のすみ分け。それで、重層にしっかりと教育センターのほうにはそういう人員をつけるという、そういうことがすごく必要になってこないか、せっかく教育センターつくっても、今までの人たちをただ2つに分けただけというのであれば、何のためのセンターか分からない。そこをしっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

特にそういった専門性がある者、それから増員等も含めて考えておりますので、そのところはしっかりと整えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今日のためお配りいただいた機構図のほうを見ますと、やはり学校教育課内に教育センターという形で置かれるようですね。ではあくまでも教育センターは所長はいるものの、学校教育課長また教育長の指示に従っていくものなのか。それともやはり独立性といいますか、持たせてもらって、自分たちはこういう研修をしたほうがいいのか、こういった学力向上施策をやっていくべきだということを言えるような権限があるのか。結局やはり上に意見を聞いて、上の意向に沿ってという形だと、先ほど言っていたように学校教育課内に職員を2つに分けただけで、教育センターというのが形だけ、名前だけで終わってしまうと思うのですが、そこについてはどの程度独自性といいますか、を持たせるお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

実は近隣の市町村等でもこのような配置を行っているところなのですが、やはりしっかりとそのところは分けさせていただきますので、そうしましたら所長にもしっかりとそうした権限等は持たせる予定でございます。そうしたところで、学校教育課長、それから教育センター所長、連携するところもあるのですが、所長のほうにはしっかりと権限を持たせて、そこで研修計画等の立案ですとか学校への指導、助言、こうしたところではできる体制を整えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そうですね、ある程度所長がやはり言える形でないと、今までと変わらないということになってしまうと思うので。

この教育センターができることによって、すごく気になったのが、こういうことができるよ、テストの調

査研究をしっかりできるとかと言って、あれ、今までできていなかったのかなと思ってしまいますけれども、そうではなく、今まではやっていたものの、どうしてもほかの業務との兼ね合いで薄くなってしまっていたものを、専門分野をつくることによって深くできるというために、この教育センターをつくるというところでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） こちらにつきましては、本当に議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、この前も申し上げたというか質問したのですけれども、令和4年度の教育方針の中にこれがなかったということで、なぜなかったのか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 古川です。

教育方針の段階では、これが具体的な話ではございませんでした。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、こういったことを今検討しているという話もなぜないのかということです。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） お話し申し上げましたように、教育方針、昨今の今頃の段階では、まだこういう話が検討段階にもなかなか上がってはいなかった。願いとかが思いはありましたけれども、それが具体的な形にというところにはなかなかいってなかったということでございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それを認めるという前提であれば、いろいろ変わってきたときに、何でその段階で説明がないのか。決まってこうなりましたからということで、前回、1週間前の全員協議会でいきなり出てきたことなのです。それはちょっと違うのではないのか、やり方として。教育長も、そうやって思いがあつてずっと考えてきた中でというのであれば、変わるというのであれば、本来は教育長自ら前回出てきて説明すべきだったと思うのですけれども、それが無いというのはおかしいと今でも思っていますが、おかしくはないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） そうですね、具体的に進める中で、説明が今になってしまったということ、結果的にはそういう状況でございます。前回につきましては、担当課のほうで説明するというのでしたので、任せたとするところではございます。私のほうが、このように出席して直接お話しすればよかったと、今になっては本当に思っているところでございます。そして本日、このように出席をさせていただいたところでございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

手続上の問題で、本来は議会への説明も1回で済むものを、今日も2回目やっていますよね。それおかしいですよね。そのやり方が正しいと思っているかどうかを聞いたのですけれども。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 古川でございます。

私としては、1回目でお話をさせていただければよかったというふうに今思っているところでございます。議員の皆様方には、このように2度も説明の場をいただきまして、本当に申し訳ないなという思いでおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

では、ちょっと中身で聞きたいのですけれども、この教育センターなのですけれども、法律で地方行政の組織及び運営に関する法律があります。これは、その他の教育機関ということによろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、三芳町教育委員会事務局の組織規則というのがありますけれども、こちらを改正されるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

この教育委員会の規則等につきましても、規則等を改正させていただきます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その改正案というのは出てこないのですか。ここで説明はされないのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

改正等をさせていただいたものを、この後教育委員会のほうにかけていく、そういう方向でおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その他の教育機関を設置すると同時に、これつくとしないと組織としておかしいと思わないのですか。同

時に規則も変えていかないと、今学校教育課の中では庶務とかいろいろあると思うのですけれども、そちら変えないといけないのではないですか、同時に。通ったから、その後でやるというのはおかしいと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

規則等の案等も作成はしているところですが、まず条例をご承認いただければ、そういったところというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、どういうふうに変えるのかということも検討の一部だと思うのですけれども、組織図というか、予想していた組織図とはちょっと違うのですけれども、機構図ですね。学校教育課の下に教育センターがあります。ところが、今の教育委員会の事務組織の規則では、学校教育課には学務担当と指導担当の2つしかないのです。組織図のほうでそっちが入っていないのですけれども、この教育センターというのはどういう位置づけになるのかというのが、これでは分らないです。そういうのを含めて、新しい教育センターを設置したときに、どういう位置づけになるのかということを出してほしいと言ったのです。

学校教育課の下にありますよね、学務担当と指導担当ですか。そのどっちかの下に来るのか、それと並列に来るのか、これでは分らないですよね。なので、組織が分らないです。組織が分らなくて、条例だけ先に認めてくれというのは、おかしな話だと思うのですけれども、手順として合っているのかどうかというのが、どうかと思うのですけれども、どこに来ますか。それを示すのは規則でしかないのですけれども、なぜその規則案が今出てこないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 1時間たったので休憩しましょうか。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、1時間たちましたので休憩いたします。

(午前10時29分)

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前10時41分)

○議長（小松伸介君） 先ほどの菊地議員の質問で終わっていましたかね。では、回答のほう大丈夫でしょうか。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

こちらのところで条例等を提示させていただきまして、こちらのほうにご承認いただきましたら、規則等、素案は整ってございますが、そういったところをしっかりと整えて進めていきたい、そういうふうを考えているところです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それで、よろしく願いできないから聞いているのですよ。なぜ素案の提示がないのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

今回、この後、本日教育センターの概要と、あとこれに伴いまして条例のほうをご承認いただきましたら、教育委員会規則等でこうしたところについてしっかりと組織等も含めて進めていきたい、そういったところでしたので、本日そういったところまでは提示させていただかず、ご理解をお願いさせていただいたところでは。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

全く答えになっていないのですが、なぜ素案の提示がないのか、なぜそういうのを固めてから条例の上程という手続に行かないのか、それが全く分からないので理解ができません。

〔「それじゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

答えがないのであれば、もうしようがないですね。では、教育センターは学務担当、指導担当の下に来るのですか、それとも並列されるのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

教育センターは、学校教育課の外に出るというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 下でしょう。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

提出いただいた機構図を、課長、よく御覧いただきたいと思うのです。これを見ながら、学校教育課の外にあると言えるのですか。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時44分)

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前10時44分)

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） この機構図に関しましては、私どもも教育センターを設置するに当たりまして、他市の様子ですとかを情報収集した上で、このような機構図を提示させていただいているところでございます。教育センターは、給食センターのように所長は課長職でございます。課長がしっかり教育センターを把握し、そして学校教育課と連携して教育を進めていくというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、今まで質問してきた中でも、学校教育課の下にあって独自性が保たれるのかという質問があったと思うのです。それにちゃんと答えしていましたよね。そうしたら、違いますよね、それ。そもそも学校教育課の下にないわけですよね。でも、今の今度答弁になると、別にあるということになると、この機構図間違えていますよね。近隣市ではこうだと言っていますけれども、私としては近隣市の状況分らないし、これを見ただけでは学校教育課の下ですよね。課長職だと言ったとしても、人事の配置はどうか別として、組織としてやるわけですから、その組織の中でどういう位置づけになっているのかというのは非常に重要です。これ間違えていますよね、では。そもそもこの機構図の中に教育長の立場もないですよね。そうですよね。教育長の直下に教育センターがあるというなら分かるのです。それが書いていないですよね。場当たり的にやっているとしたか思えないのです。だったら、もっとちゃんとしてから出すべきだと思います。

この案件にしたって、はっきり言うとこんなにぐだぐだするような内容ではないのです。手続きえちゃんと踏んでいけば、すんなり通る案件だと思います。それがこういうふうになっているということは、手続上がおかしいということです。もっとしっかりと手続、手順を踏んで、やることをちゃんと決めてから上程すべきだと思うのです。まずは条例だけ認めてもらえればなんていうのではなくて、どういうふうになるのかというのを柱として見せていただかないと、結局私の一番の疑問は今までとどう変わるのかというのが全然分らないのです、聞いていても。今までやってきたことを変えて、こうやって教育センターという箱をつくってやりますと言っているだけなので、今までだってやってきているではないですか。何で新しいことをやるに当たって、こんなにもめなければいけないのか、本当に分らないです。出してくれといった資料だって間違えているし、教育長、どう思いますか。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 機構図としては、これは間違っていないというふうに捉えております。このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 分かりました。

では、これを前提で進めたいと思うのですが、先ほど人員配置については人事案件なので言えないという話があったと思います。そうですよね。ただ、先ほど地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条を御覧いただけますか。第3項です。前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の条例で定めなければならないと書いてあります。臨時、非常勤はこの限りではないということです。課長職を置くというのであれば、所長については定数、あとその他常勤職員を置くのであれば、そ

の定数を条例で定めなければいけないとなっていると思います。これについてはどうお考えですか。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前10時53分）

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、特別な定めを除きというところがございまして、こちらにつきましては教育委員会規則で定めさせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

特別な定めがある場合を除きは、この法律にですけれども、どこにありますか、この法律の中に。規則でいいと。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前10時54分）

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前10時54分）

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 条例の第6条のところで、この条例に定めるもののほか、教育センターに関し必要な事項は教育委員会規則で定めるということで示させていただいています。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

条例に定数ないと思うのですが、そういったことも含めて本来は、この法律では、この法律に特別な定めがある場合を除きなので、この法律に定めがなければ、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。条例で定めなければならないと書いてあるのです。この法律で、書いてありますよね。それでも問題ないと言えるのですかと聞いているのですが、条例でまた別に定めをしていいという解釈はここではないのですけれども、ただし臨時、非常勤の職員についてはこの限りではない。要するに全員が臨時ではない。臨時の方とか非常勤の職員であれば、必要はないのです。ところが、先ほど教育長は課長だということであれば、臨時でもなければ非常勤でもないですよね。どうなのでしょう、このやり方として。

〔「見ているものが違いますか」と呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） 見ているものが違うかもというお話。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時14分）

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

ちょっと今までのやり取りも聞いていまして、今課長のほうからご答弁あったところだけをちょっとピックアップさせていただいてもそうなのですけれども、条例制定するのに、しなければ人員配置等々、また役職等も今決められないから、先にそれを認めてほしいというようなご答弁だったのかなというふうに思うのですけれども、ただ大体と言ったら変ですけれども、どのような配置をして人数をどれぐらい教育センターに置いて、こういう配置をしますというぐらいの案というのはつくれるではないですか。

ただ、先ほどからほかの議員が聞いているのは、そういう具体的な説明というのが全くないのです。学校教育課と教育センターを、こうやってすみ分けをします。ただ、どういうふうにすみ分けするのだという説明すらもないし、人員をどういうふうに配置するというのも全然説明がないので、決められないのは決められないのでいいのですけれども、ただどういうことを考えているぐらいの説明がないと、こっちも条例制定してくださいと言われても、さすがにそれを臨時会で承認してくださいと言われても、なかなか決めるまでの材料というか、全く今見えていないので、前回もそこら辺の説明をしっかりとしてくれということでお願いをして、今日の日を組んだと思うのですけれども、ただ私聞いている限り、中身の説明はこうやって資料とかも今回提供してくれて出してはいただいていますけれども、その辺の説明が全くいただけていないので、また同じような質問が今回出ているのかなというふうに思うので、そこら辺の説明ができるのであれば今お聞きしたいですし、できないのであれば、なかなか今回あと3日後、4日後の臨時会でこれ諮るといのは大変難しいことなのかなというふうには感じながら聞かせていただきました。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 古川です。ありがとうございます。

先ほど菊地議員のほうから、定数の条例というお話がございましたけれども、そちらのほうは三芳町職員定数条例のほうで示してございますので、今回の教育センターの設置条例というのには、また別のことでございます。よろしく願いいたします。

先ほど久保議員のほうから、具体的なところをもう少しきちんとというお話がございました。人事に関するということ、課長のほうもなかなかお話ができないような状況でございます。まだ調整中の部分も、最終的な決定というところにはまだなかなかいかず、県費負担教職員のほうの人事についても最終的に内示が出たわけでもございませんので、なかなかきちんとお話ができないところで、大変私たちも苦しい状況ではございますが、案としては、先ほど国のほうから、国との人事交流というお話をさせていただきましたけれども、教育委員会に教育次長を置いて国から来ていただき、それぞれの教育センターも含め情報提供をいただきながら業務をしていきたいなというふうに思っています。国のいろんな情報、先進地域、戸田

市のような先進市のようなところのつながりを持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

学校教育課ですが、課長は1です。指導主事4おりますが、指導主事は3になります。そして、町職員、会計年度職員というふうになります。教育センターのほう、所長は今のところ研修実績のある管理職経験者を入れたいなというふうに考えているところでございます。それから、指導主事ですけれども、ここは上級カウンセリングの研修も終えた、そういう意味では専門的な知見を擁している者を1名配置する案がございまして。そして、町職員、会計年度職員、スクールソーシャルワーカー、心理士ということは今調整中というところでございます。人事関係につきましても、そのようにしっかり考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません。大体決まっているなら、何でそこら辺までの説明が今回冒頭でなかったのかなというのが、まず1つ。

ある程度、そういう分かっていることだけでもここでオープンにご説明を、前回があったわけだから説明をしていただければ、今まで出たような質問というのが各議員からもここまでなかったのかなという気がいたします。何か質問をしたから答えるけれども、質問をしなかったら今も聞けなかったのかなと思うと、少しそれは残念かなと思います。

それと、先ほど課長のほうから人事の話が出たので、今人事の質問をさせてはいただいたのですが、ほかにあると思うのです。今回の中の教育センターのことについてもあるのですが、これはやはり条例、ちょっとそこがよく分からないのですが、条例を制定、今回臨時会でしないと動けない部分というのが、人事の説明は今受けたので、ある程度理解はさせていただいて、ほかにありますか。条例の制定を議会のほうで承認してもらわないとこういうことができないから、先にしたいのだというのがあれば、併せてちょっとご説明いただければなと思います。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） ここで条例をお認めいただくことにより、教育委員会に今度提案する規則なども明確になってまいりますので、その手順を踏んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

前回12日の日の説明の際も課長のほうにお伝えしてあるのですが、この27日の臨時会でなくて、例えばですけれども、2月27日から予定では3月定例会始まりますけれども、そちらでは駄目な理由があるのですか。何かあと1か月やそこらなので、そちらで十分ちょっと中身を精査した上で、しっかりとした形で出しても、全然何か話を聞いている限り間に合うのかなというふうに思うのですが、それをこの間からそうなのですから、何が何でも27日の臨時会で出したいのかなというふうにはちょっと取れるのですが、1か月後では駄目な理由というのは何かあるのですか。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 以前、課室設置条例につきましても12月の議会でお認めいただいた、そして人事を進めてきたという状況もございますし、ここで臨時会でお認めいただきまして、さらにしっかり人事も進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） それは分かるのです。先ほどから早い段階で条例を認めてほしいというお話は、前回の説明でもあったので、そこら辺は理解はしているのですけれども、ただ1か月後に3月定例会控えているわけです。中身を聞いていますと、少しこれから考えなくてはいけない部分というのがあるみたいなので、それであれば、先ほどから申しているようにもう少し中身をしっかり協議した上で、1か月あるので、また今以上に説明ができるようにしてから3月定例会に上げてきても遅くないのかなと。それが3月定例会では駄目なのだという理由があるならご説明していただきたいというのを、今質問させていただいたのですが。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 管理職人事に関わるところではあるのです。県費の負担教職員の管理職人事に関わるところであるのですが、これが2月の教育委員会で承認という形になります。そのためにも、人事に関しては今の段階で条例をお認めいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 2月の管理職の人事というのは教育委員会のほうですか。そういう話があるのであれば、今話を聞くと、1月27日の臨時会でやらなければ、3月定例会ではもう間に合わない理由の一つなのかなというのは分かるのです。ただ、その説明が何でないのかなと。人事に関わる話だから、ここでは言葉というか、発言を控えさせていただきたいというのは分かるのですけれども、ただそれは大事なことはないですか。この間も何で今回出さなければいけないという話は、課長のほうにもいろいろ説明というか、話飛んでいましたよね。こういう理由でというのがあれば、それは一番、それが理由だと思うので、何でそれが今の今まで説明がなかったのかなと。

あと、先ほど菊地議員のほうからもお話ありましたけれども、当初の予定の中に入っていなかったというお話ありましたよね、今回の教育センターの設置の話も。ちょっと残念なのが、やはり毎月毎月議会のほうも定例化して全員協議会のほうを設けていて、細かい説明もしてくれる課はちゃんと説明してくれているのです。このような話がやはり出てきた時点で、何で議会のほうに、これ同じことを何度も言って申し訳ないのですけれども、やはりその時点で、まだ確定でないにしても、こういうことを考えているというお話だけでもいただければ、もう少し議会のほうで、ああ、町のほうではこういうのを考えているのだとかというので、やはり会派だとか議会のほうでも協議できたのかなというふうに思いますと、あと委員会もそうですけれども、少しその辺もちょっと慎重さが足りなかったのかなというふうには思います。

分かりました。ちょっとあとはほかの議員がどういうふうに判断するか分かりませんが、一応理由としては分かりました。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほどの定数の話なのですけれども、職員の定数のほう、条例で決まっているということで、何でそれがすんなり出てこないのか、説明として。どうなのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） どうぞ、続けて。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、先ほどの定数なのですけれども、教育委員会で定数80名ということで、条例でうたわれていると思います。これなのですけれども、先ほどの法律のほうです。法律の第19条、事務局職員の定数ということで、こちらは決まっていますよね。それとは別に31条で規定しているということで、意味がよく分からないのですよ、そうなると。31条のほうは、あくまでも教育機関ということで章立てしているのです。第31条につきましては教育機関の職員、事務局職員のほうは定数条例で決まっていますよね。ただ、学校とかは決まっていないのですよね、入っていないわけですから。教育機関というのは、学校とかそっちを示していると思うのですよ、この見方だと。学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員、31条のほうです。それと、19条と同じとして考えていいのか。同じとして考えていいのだったら、別に条文必要ないと思うのですけれども、31条で別立てで条立てしているということの意味をどう考えているのか聞きたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

（午前11時28分）

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前11時31分）

○議長（小松伸介君） 今のお話を聞いていまして、資料を提供していただくというか、確認等が必要だと思しますので、その回答を確認していただいたものを議会のほうにまた改めて情報提供というか、いただけるということでよろしいでしょうか。

教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） そうさせていただきます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、別の質問なのですけれども、先ほど教育長からご説明があった県からお呼びして教育次長とかと、さらっと言ったのですけれども、それがよく分からないのですけれども、それを説明してもらってもいいですか。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 県ではなく国、文科省の職員でございます。三芳町と人事交流ということで、こちらからも文科省に行きますし、あちらからも来てくださるということになる案がございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その方は、町に来てどういった仕事を、どういった役職、役職は教育次長の肩書きになるのですか、それがどういうポジションでどういう仕事をするのかというのが全く分からないのですけれども。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 教育長を補佐し、それぞれの課を、全体を見るのですけれども、特に教育センターのほうの国とのパイプというところで、様々な情報が収集できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これだと、では先ほど言った組織図ではないですけれども、教育長があって、そのすぐ直下に来るのですか。町長部局で考えたら副町長みたいな感じ、それとも調整幹みたいな形になるのか。そういうのが分からなくて、その教育次長というのはどの課に対しても意見とか指導とか、そういうのができるようになるのかというのも全然分からないのですけれども、もう少しちょっと説明できるところをしっかりと説明していただければと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 再開中でよろしいですか。再開中のままで大丈夫ですか。

教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 教育委員会、様々な課題がございまして、来年度は教育総務課においても教育大綱を考えていかなければならないという年でもあります。そういうところからも、全ての課を見ていただいて、指導、助言というところで力を発揮していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松伸介君） だから、再開中だとあれなのかなと思ったのですけれども。

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 35 分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前 11 時 35 分）

○議長（小松伸介君） ほかに何かございますか。今の答弁に対するものはよろしいですか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。今日はありがとうございます。

私は根本的に分からないところがありまして、今の学校教育課が多分何かができないのだろうと。できていないというか、満足できていないのだろうと思うので、その補完として教育センターというのを設置するというふうに考えていたのですが、どうも今までの話だとそこでもないのかなと。ずっとお話を聞いていると、教育総務課を教育センターの中へ入れたほうがすっきりするのではないというふうに、極端には思うのです。

〔「学校教育課」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口正史君） と思っているのですが、その辺は検討されたのでしょうか。

今のずっとお話を聞いていると、なぜ学校教育課が従来どおり機能させなければいけないのかというのが見えてこないです。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 冒頭にお話もさせていただきましたけれども、三芳町においては不登校児童生徒が増加傾向であり、学校での教育においても教職員においても、かなり大きなウエートを占めているところがございます。不登校だけではなくて、様々な児童生徒がおるものですから、様々な児童生徒への対応ですとかというところに、やはり不安や悩みを抱える児童生徒も多数おまして、専門的な対応というのが本当に急務でございます。各学校には、県費としてスクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーとか配置はしていただいているところではあるのですが、本当に以前からそれではちょっと足りないというか、もうちょっと町独自でそういう機会を増やしてもらえないだろうかというようなことは、本当に要望としてございましたし、その大切さは本当に切実に感じておったところでございます。

また、子供たちの学力を高めていきたいというのは、本当に願いであります。それが不登校の未然防止にもつながると思いますし、子供たちが自信を持って進路に向かっていける力にもなると考えているところがございます。そのような力も、これまで以上に育てていきたいというふうに願っているところです。学校教育課も一生懸命やっているのですが、とにかく各学校の様々な対応に関わるというところがかなり多く、不登校対応などを、流れを止めてしまうことも度々です。その合間で、児童生徒を固有名詞で、あの子どもという状況だろうとか、今どうしているとかというような情報も集めてはいるのですが、なかなか継続的にやるには難しい状況です。また、指導の改善を図るとか、授業の改善を図るとか、教職員の研修について学校教育課内で検討するという時間が十分に切り切れていない状況がございます。もっともっと私としてはそういうところも工夫し、教職員の力を育て、ひいては子供たち一人一人が力を発揮して、もっともっと力を発揮していけるような三芳教育にしていきたいなというふうに願っております。そのためにも、ここを分けて、切り分けて特化して行うことによって、さらに三芳町の教育がよくなるのではというふうに考えているところです。これは、ぜひ進めていきたいというふうに思います。

教育総務課をセンターの中にお話ですが、これは仕事が、業務が違いますので、教育総務課は施設の関係ですとか教育委員会関係ですとか対応してもらっているわけです。他市町との調整などもいただいているわけで、そこは切り分けて考えていきたいなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 私は教育センターそのもの、今の学校教育そのものが、より専門性が求められるとかいうことは分かっております。そこは否定するのではなくて、逆に今の学校教育課は何をするのかなというのをもう一回振り返ると、むしろ教育センターの中に入れて、教育センターでやっている事業そのものが欠けないように、むしろそっちに入れて、庶務担当でもいいですしけれども、何でも名前はどうでもいいのですが、むしろそのほうが実効性が上がるのではないかなと今思っているのですが、ちょっとどうしても他市との調整とか云々という、教育センターの中に置いたってできることだと思っておりますけれども、なぜそれを2つに分けなければいけないのかというところがすっきりしないのですが。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） 三芳町がタブレットを1人1台配布したときに、学校教育課でICTの推進協議会とICTの研究員の研修と、推進事業と研修と両方を学校教育課が担当して、何とか相乗効果を上げながらやってきたところではあるのですが、かなり厳しいものがありました。でも、そのおかげで、頑張ったおかげで、今本当に各学校で授業中に普通に文房具としてタブレットを使うようにはなっていますし、学校が自走して自分たちでも研修し、学び、教員同士が高め合うというようなことができるようになっていきます。しかし、これがセンターで研修、そして学校教育課は推進のほうでどんどん決めていくというふうになって相乗効果を上げたほうが、私はもっと進んでいくのだろうなというふうに考えます。

同じように学力向上を図るにしても、教職員研修こんな指導法がある、こんなことを子供たちに配慮するとよくなる、こういう授業展開があるのだよというのを研修し、それを教育センターで研修し、そしてもちろん学校教育課の指導主事もその研修に関わりはするわけですが、それを各学校へ行って授業参観し、見届け、具体的に指導していくというのがやっぱり指導主事のやるべきことではないかなというふうに思いますし、それが本当に力がつくのです。先ほど三芳中の道徳の話をしましたけれども、道徳の研究発表が10月にあったわけですが、今年の前半から中盤ぐらいまでは指導案を検討したりとか、実際に授業を見て教員と話をしたりですとか、きめ細かな対応が本当に有効だったのです。それがやっぱり学校教育課の指導主事の本当に指導という部分での大きな役割であるかなと思いますし、学校教育課しかなかった、センターがなかったものですから、研修に関しても充実するように講師の選定をお手伝いしたりですとかしていたわけですが、それもやっぱり必要なことなのです。それをいろんな業務の中で一緒にやっているわけなのですが、そうではなくてセンターがそういう研修であるとか不登校対策とか、そういうのを独自に、独自というか特化してやることによって、本当に様々な情報を集めた中での質を上げたものが対応できますし、それと学校教育がうまく連携しながらやることによって、相乗効果で上がっていくというふうに考えているわけです。そこは、やっぱり組織をしっかり分けてやったほうが有効であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 学校教育課の職員の方が何もやっていないとか、そういうことを言っているつもりは全然ないのです。むしろ教育センターで専門性を持った知見のある方を配置して、それでいろんなところで進化させるというのは重要だと。それと同時に、そうなってくると学校教育課を別にしておくより教育センターの中に入れて、教育センターがどういう動きをしているか間近に見えて、風通しがいいほうが、むしろ相乗効果が上がると思うのです。なぜ2つも分けておかなければいけないのか、組織として、そこがやっぱり分からないと。今お話聞いても分からないし、何を期待しているのかな。学校教育センターというのは何を期待して、教育センターを何期待しているのか、そこが見えてこないところなのですけれども。

いいですか。

○議長（小松伸介君） どうぞ。

○副議長（山口正史君） ちょっと質問変えますけれども、教育センターではできない仕事、その中にはできない仕事を学校教育課のほうでやるのだというのであれば、その教育センターのほうでできない仕事って

一体何なのか教えていただきたいのですが。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お願いいたします。

学校教育課独自で行うもので、教育センターで行わないものということになりますと、例えば教科書に関してですとか、登下校の安全教育ですとか、また校長会、教頭会等の全体的な運営や、適正規模、適正配置、学校再編等に関わるようなところですか、そうしたところを学校教育課のほうとしてはメインに進めていけるところかなというふうに思います。あと教職員の事故防止でしたり、そこの資料にも示させていただいたのですが、体力向上の関係だったりということを進めていくことになるかなというふうに思います。

それから、教育センターを明確に分けますと、不登校対策や教育相談に関しましても、かなりそこに特化して見ていくことができます。ちょっと私ごとで大変恐縮なのですが、私以前他市で教育センターの指導主事を2年間ほど勤務させていただいた経験がございます。そうしたときの経験からになるのですが、やはり不登校で関係しているお子さんについては、保護者だったり学校だったり関係機関というところで、本当にそこに特化して計画も立てられますし、行動もすることができます。また、特別支援的な配慮が必要なお子さんに関しては、県の特別支援学校だったり関係機関だったり、そういったところに本当に特化して動いたり、また学校のほうに指示を出したりということもかなってまいりました。そうしたようなところもありまして、そのセンターの職員の意識というのもこれまで以上に特化して高まってくると思いますので、このところをぜひ大切にしながら、一人でも多くの子供たちを支援していければというふうには考えているところでございます。

すみません。以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

結局三芳町の教育委員会の事務局組織規則の中で、教育センターはどちらに位置づけられるという話になりましたっけ。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 学校教育課の下に位置づけたいと考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、第2条第1項第2号……第2条の（2）の中に入ってくるということでもいいのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 議員おっしゃるとおりでお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、第5条のほうで第3項でこちらも規定されるのですか。

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 第2項の中で位置づけるところでお願いできればと思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、指導担当の下に来る、下というか中に来るといことですか。となると、第2条のほうで(2)で規定する必要はないのではないかと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 暫時休憩いたします。

(午前11時53分)

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前11時56分)

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この規則をよく見てみると言うに変なのですけれども、先ほど聞いたときに第2条のほうで規定しますかということで、そうですという話だったと思うのです。ただ、それを見ると、この規則の中でやっぱり事務のほうばかりなので、実務を行う教育センターをここで規定するのは、2条のほうで規定するのはおかしいのではない。規定するのだったら、5条のほうでまた必要になってくるのではないかということで、5条のほうではどうなのかという質問をしたいと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 学校教育課学務担当主査。

○教育委員会学校教育課学務担当主査（丸野寿子君） 丸野です。

議員のおっしゃるとおりでして、2条で規定せずに5条の中で事務、教育センターに関する事として記載をさせていただくことになると思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

先ほど課長は、2条でということと言いましたよね。答弁がおかしいのです。これ見ると、下のほうで第6条か、社会教育担当で公民館、図書館を規定しますと。だから、これと同じように第5条で入ってくると言うのが筋なのかなと思ったので聞いているのですけれども、課長さっき第2条で改正するという答弁なのですけれども、絶対に間違えるなどまでは言わないのですけれども、今こうやってやっているの、慎重な答弁をしていただいて、正しい答弁をしていただきたいと思うのですけれども、もう一度先ほどの答弁、訂正するなら訂正した上で、正しい答弁をお願いしたいと思うのですけれども。

◎発言の訂正

○議長（小松伸介君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） お答えいたします。

訂正をお願いしたいと思うのですが、第2条のところ制定という先ほどの発言を取り消させていただき

まして、第5条のところを制定を行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

ほかにいいですか。リモートのお二人、大丈夫ですか。

〔はい、大丈夫です〕と呼ぶ者あり

○議長（小松伸介君） では、ほかになければ、以上で終了とさせていただきますが、よろしいですか。

〔はい〕と呼ぶ者あり

○議長（小松伸介君） では、先ほどお伝えしたとおり、保留となった答弁というか、についてはまた議会のほうにお知らせをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、以上で協議事項（1）、教育センターについてを閉じさせていただきます。

教育長をはじめ担当課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前 11時 59分）

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午後 零時 03分）

◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） では、協議事項全て終了いたしましたので、報告事項に移ります。

議会運営委員会からの報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、議会運営委員会から報告を申し上げます。

何点かありますので、1点ずつでいいですか。

まず、三芳町議会議員政治倫理条例についてを報告いたします。令和4年12月に地方自治法の一部改正が行われました。主に関係するところだと、第92条の2で申し上げますと、今改正前ですけれども、地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し、要するに三芳町の議員は三芳町に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれに準ずるような役職、支配人及び清算人たることができないという規定がありました。ところが、議員の成り手不足への対応ということで改正が行われまして、請負規制の緩和で規制の対象から一部除外することになりました。各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者、具体的に言うと個人事業主の場合、大体1,500万ぐらいが年間の売上げではないかということで、その2割、300万円を想定というか、しておりますので、その額を超えない中では議員個人による、先ほど個人事業主と言いましたけれども、議員個人による請負に関する規制の対象から除くということになりました。要するに個人事業主に限っては、自治体との年間の取引額が一定であれば、兼業という言い方をしていますけれども、兼業できるようになりました。

あわせて、勤め人が、勤め人というか働いている人、個人事業主が議員になりやすくするために、政府が企業や団体等に立候補休暇とか副業規定の整備を促すことも求めるということも附則に盛り込まれているということになります。

これで規制の緩和になるのですが、一方で規制の強化というのも入ります。この改正に伴いまして、議会運営の構成、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えばですけれども、条例等で定めることで地方公共団体に対し請負する、三芳町の議員が三芳町に対して請負をする場合は、その対価として受け取った額とか内容を、その会計年度に支払いを受けた分、一定の事項を議長に報告し、当該報告を受けた議長はそれを公表することによって、地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保する取組を併せて行うことが適当であるとされました。

これが、三芳町に何が当たるかという、三芳町議会議員政治倫理条例の第5条に当たるというか、ぶつかるというか、なります。第5条では、議員、その配偶者または当該議員の1親等もしくは同居の親族が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は、地方自治法、今のですね、92条の2の規定の趣旨を尊重して、町及び町が関係する団体が行う請負契約等を締結してはならないとしています。ただし書としては、災害等特別な理由がある場合はこの限りではないとしております。企業ということなのですから、個人事業主も企業に入るということで確認をしてあります。

この地方自治法の一部改正が、このままでは三芳町議会議員政治倫理条例の第5条に反する可能性が非常に高くなるということで、議会運営委員会のほうで廃止するか改正するか協議を進めてまいりました。意見としては、三芳町議会これまで先進的に請負禁止を進めてきた経緯があります。今後もそういった姿勢は示す必要があるのではないかとということもありますが、法律が改正されましたので、法律に合わせるような形で第5条を改正することにいたしました。全く廃止するというのではなくて、姿勢を示すということで第5条を改正するということになります。

改正する内容といたしましては、規制の緩和と強化、この部分となります。今後の委員会で条例案を提示して、議会運営委員会の中で協議してまいります。そして、3月定例会で改正のための発議を予定しています。ちなみに、この請負禁止のほうは3月末ぐらいで、公布から3か月なので4月1日には公布され、施行される予定となります。

あと1点、地方自治法の一部改正で補足なのですから、これまで議会招集、定例会、臨時会の招集日を告示した場合、何があっても、大震災などあったとしても開会日を変更することができなかったのですが、こちらについては変更できるようになりました。こちらは、もうすぐに公布後で施行となっていますので、既に施行されております。ということで、こちらにつきましては次回以降の議会運営委員会で条例案を示して、その案を固めていきたいと思っております。

まず、この点については、報告は以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、続けて菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、続きまして、2点目です。

議会の個人情報の保護に関する条例についてです。これまでも全員協議会でも説明してまいりましたけれども、発議する環境が整いましたので、それと執行部のほうも今度の臨時会で発議をする予定ということで聞いております。ずっと執行部と合わせて、議会のほうも足並みをそろえて発議をしていくということで進めてきましたので、1月27日金曜日開催予定の臨時会で発議をする予定でおります。委員会発議となりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

この点も以上となりました。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しまして、何かご質問ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、もう一個。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） もう一つ、令和5年第2回三芳町議会定例会につきましてです。

先日も定例会の予定が、議長からの報告がありましたとおり、2月27日月曜日に予定日が決定したということになります。これで、もう既に決定しているスケジュールなのですが、遡っていくと、2月27日月曜日が開会予定日ですので、2月17日金曜日、議会運営委員会開催予定になります。こちらは、定例会までに祝日が1日ありますので、通常よりも早めに前倒しになります。17日が議会運営委員会ですので、一般質問の通告書提出期限は2月14、15日の2日間となります。その前、13日正午までに議案書の送付があります。それと、3月定例会なので予算の審査となりますので、予算に関する資料請求の項目を会派でまとめていただいて、事務局への提出をお願いしたいと思います。期日は1月30日。あまり期日がないのですが、基本的には前年出しているものはそのまま、特に年度を限ってやっているもの以外は通常どおりということで提出を予定していますので、それがないもので必要なものがありましたら、提出をしていただきたいと思います。

予算特別委員会は、コロナ禍で運営してきた方法と同様に、課ごとに審査をいたします。5日間プラス予備日ということで行いまして、オンライン配信もしていることから、休日議会の実施はありません。

以上、今のところ決まっている内容で、日程が決まっているものを報告いたしました。

あと、一般質問通告書に関しましてはこれまでどおり、特に新しいルール等はございませんので、これまでどおりの提出をお願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、報告事項を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） 5番のその他に移ります。

皆様から何かございますでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 事務局も大丈夫ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、私のほうからありませんので、以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。

事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 皆様、慎重審議というか、今日説明会ありがとうございました。

天気予報でも言っていますが、あした、あさってぐらいが非常に冷えるということで、もうすぐ2月の末から本会議が始まる予定ですので、体調のほう十分にご留意いただいて議員活動を進めていただきたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 零時15分）